別紙様式第十五の二を次のように改める。

別紙様式第十五の二

財 務 大 臣 殿
（日本銀行経由）

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財 務 省

証券の貸借担保金の取引状況報告書

共通項目																			
取引種類		取引年月						報告者コード						勘定区分					

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者：

氏名又は名称

及び代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

報告者の区分（該当分に○）

1．銀行　2．その他金融機関　5．その他

住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿

（外貨：百万米ドル単位、円：億円単位）

非居住者投資家の所在国又は地域			取引金額					
			月中スタート（居住者の担保金の差入額／居住者の担保金の受入額）	月中エンド（居住者の担保金の回収額／居住者の担保金の返戻額）	月末残高	原通貨コード		

（記入要領）

1　西暦により記入すること。

2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。

3　本報告書は、非居住者との間の証券貸借取引に係る現金担保金の受払の状況を記入すること。

4　「共通項目」及び「明細項目」におけるコード番号は、裏面のコード表の記載に従い記入すること。

5　本報告書は、「共通項目（取引種類から勘定区分まで）」欄の内容が異なるごとに別葉として作成すること。

6　外貨に係る報告については米ドルに換算のうえ百万米ドル単位で、円貨に係る報告については億円単位で記入すること（単位未満四捨五入）。

7　本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった証券貸借取引に係る現金担保金の取引金額を除いて報告すること。前記の経由となる貸借取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引に係る現金担保金の取引金額を含めて報告すること。

8　記入欄が不足する場合は、本様式を用いて次葉として報告すること。

（日本工業規格Ａ３）